

## 平成31・32年度競争入札参加資格審査申請書等の主な改正点

### 【入札参加資格審査基準】

- ・ I 建設工事第2項第2号⑤水道施設工事「注」等級は、申請書に添付された経営事項審査総合評定値により決定し、以降、経審再審査による変更はしない。」を追加する。
- ・ III 物品調達等第2項「原則として、本町が定める26営業種目（品目）のうち、大分類の種目（品目）を第3希望まで申請することができる。」を「別表2-1・2-2を参照のうち、越前町との取引において、最も希望する営業種目（大分類種目）を第1希望とし、次を第2希望、さらに第3希望までを申請することができる。」に改める。

### 【競争入札参加資格審査申請書の提出について【建設工事】】

- ・ 第1項「資格の種類」を11種類から30種類に改める。
- ・ 第2項第2号「地方自治法施行令第167条の4第2項などにより、競争入札への参加を排除されていないこと。」を追加し、号数を繰り下げる。
- ・ 第9項「登録業種によっては、有効期間中に全く入札等が無いこともあります。また、資格者名簿に登録されていても必ず指名されるとは限りません。」を追加する。
- ・ 業者カードの押印「実印又は受任者印」を「実印」に改める。

### 【競争入札参加資格審査申請書の提出について【測量業務等】】

- ・ 第1項第2号「地方自治法施行令第167条の4第2項などにより、競争入札への参加を排除されていないこと。」を追加し、号数を繰り下げる。
- ・ 第8項「登録業種によっては、有効期間中に全く入札等が無いこともあります。また、資格者名簿に登録されていても必ず指名されるとは限りません。」を追加する。
- ・ 業者カードの押印「実印又は受任者印」を「実印」に改める。

### 【競争入札参加資格審査申請書の提出について【物品調達等】】

- ・ 第1項第2号「地方自治法施行令第167条の4第2項などにより、競争入札への参加を排除されていないこと。」を追加し、号数を繰り下げる。
- ・ 第8項「営業種目によっては、有効期間中に全く入札等が無いこともあります。また、資格者名簿に登録されていても必ず指名されるとは限りません。」を追加する。
- ・ 業者カードの押印「実印又は受任者印」を「実印」に改める。

### 【小規模修繕等参加資格審査申請書の提出について】

- ・ 第3項第2号「地方自治法施行令第167条の4第2項などにより、競争入札への参加を排除されていないこと。」を追加し、号数を繰り下げる。
- ・ 第10項「営業種目によっては、有効期間中に全く入札等が無いこともあります。また、資格者名簿に登録されていても必ず指名されるとは限りません。」を追加する。
- ・ 業者カードの押印「実印又は受任者印」を「実印」に改める。